

移動等円滑化のために必要な道路の 占用に関する基準について

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

栗本係員

(電話中) ○○町二丁目の国道沿いのラーメン屋の隣のビルですか。そちらを改装するために、そのビルの前の歩道に工事用の板囲を設置されたいということですね。それでしたら、こちらで道路占用許可という許可を受けることが必要になります。(占用許可制度の概要、手続き、基準などをひとつお説明。) 私は道路占用担当の栗本と申しますので、不明な点がございましたらいつでもご連絡下さい。では失礼いたします。

坂上係員

栗本くん、電話なんだったの？

栗本係員

あっ、坂上さん。一般の方からの電話で、工事用の板囲を歩道に設置したいということでした。○○町二丁目のラーメン屋の隣のビルを改装する際のもので、ビルの前の歩道に設置したいそうです。占用の手続きについてひとつお説明しました。

坂上係員

○○町二丁目のラーメン屋・・・、ああ、新バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）をいう。以下同じ。）の新設特定道路の場所ね（資料1、2参照）。

栗本係員

ああっ！そういえば！そうでした、あの場所は新設特定道路でした！忘れてました。ということは・・・板囲を設置すると歩道の有効幅員は確保できないだろうし、占用を許可できないんじゃないか！（資料2、3参照）さっき電話では、道路法の基準に適合すれば許可できると伝えてしまいましたよ～！

坂上係員

まあまあ、落ち着いて。大丈夫だと思うわよ。省令（移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第117号。以下「占用省令」という。))をもう一度よく読んでみて（資料3参照）。

栗本係員

ええ！どういうことですか？許可できないんじゃないか・・・。(占用省令を読む) ああ！分かりました！今まで読み飛ばしていました。括弧書きで、移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準が適用除外とされる工作物、物件等が規定されているのですね。

坂上係員

そうよ。括弧書きもしっかり読まないダメよ。それで、どんな物件が適用除外とされているかしら？

栗本係員

はい、まず、市街化の状況その他の特別の理由によってやむを得ず一時的に設けられる工事用板囲その

他の工事用施設です。それから、災害による復旧工事その他緊急を要する工事に伴い一時的に設けられる工作物、物件、施設が規定されています。

坂上係員

そのとおりね。それで、今回はどちらにあたるかしら？

栗本係員

はい、市街化の状況その他の特別の理由によってやむを得ず一時的に設けられる工事用板囲その他の工事用施設にあたります。

坂上係員

そうね。〇〇町二丁目のラーメン屋のあたりは、沿道の土地を最大限に利用した建築物が並んでいて、ビルを改装するときには、道路の安全な通行を確保するために、歩道に工事用板囲を設置することをやむを得ず認める必要がありそうね。

栗本係員

そうですね。よかった・・・。

坂上係員

栗本くん、じゃあこの機会に新バリアフリー法の新設特定道路における占用の取扱いについて確認しておきましょうか。新バリアフリー法から順を追って説明してみて。

栗本係員

はい。まず、新バリアフリー法では、移動等円滑化が特に必要な道路法の道路を「特定道路」といいます(資料1参照)。道路における「移動等円滑化」とは、歩道の拡幅、道路用エレベーターの設置等により、高齢者、障害者等の道路の移動に係る身体の負担を軽減することで(資料4参照)、このような「移動等円滑化」が「特に必要な」道路とは、高齢者、障害者等の相当量の往来が必然的に認められるものであり、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設相互間の経路を構成する道路法による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって、国土交通大臣が指定したものです(資料1参照)。

坂上係員

そうね。そして、新設又は改築が行われる特定道路を「新設特定道路」というわね(資料2参照)。この新設特定道路に関して、どのようなことが規定されているかしら？

栗本係員

はい、新設特定道路については、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第116号)で定める基準への適合義務が道路管理者に課され、歩道又は自転車歩行者道について有効幅員を確保することが原則として義務づけられています(資料2参照)。また、この基準に適合するよう有効幅員が確保された道路については、当該基準に適合するよう維持をしなければならない義務が発生します(資料2参照)。また、占有に関しては、道路管理者は、道路の占有の許可にあたって、道路法と道路法施行令で定める基準に加えて、国土交通省令で定める基準に適合する場合に限り、占有許可を与えることができます(資料2参照)。

坂上係員

そのとおりね。国土交通省令で定める基準とはどのような基準かしら？

栗本係員

はい。国土交通省令とは先ほども話に出た占有省令で、そこで定める基準の基本的な部分としては、原則として、有効幅員が確保された道路については、その定められた有効幅員を満たす場合についてのみ道

路の占用を認めることとしたものです（資料3参照）。

坂上係員

そのとおりね。

渡邊課長

なにに、今日は新バリアフリー法について勉強しているようだね。移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令では、経過措置も定められているから占用許可にあっても注意する必要があるよ。どんな経過措置が規定されているかな、坂上さん。

坂上係員

はい、同省令第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、歩道に代えて、車道等における凸部など、自動車を減速させて歩行者等の安全な通行を確保するための道路の部分を設けることができることとされています（資料5参照）。

渡邊課長

そのとおりだね。この場合は、当該区間については、歩行者等の安全かつ円滑な通行を著しく妨げない場所についてのみ占用を認めることとされているね（資料3参照）。他に何かあるかな、栗本くん。

栗本係員

はい、同省令第4条において、歩道又は自転車歩行者道の有効幅員については、道路構造令に規定する幅員を確保することとされていますが、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5mまで縮小することができることとされています（資料5参照）。その場合には、当該縮小された有効幅員を満たす場合についてのみ占用を認めることとされています（資料3参照）。

渡邊課長

そのとおりだね。

（チャイムが鳴る）

ひととおり勉強できたところで、ちょうど時間だね。

栗本係員

きりのいいところで・・・、課長、坂上さん、今日は金曜日ですし、この後、焼き肉でも食べに行きませんか？！

坂上係員

あれっ栗本くん、昨日確か、最近太ってきたからダイエットする、肉はしばらく食べないって言ってなかったけ？次の日からもう破っちゃうの？

栗本係員

違いますよ～。金曜日は適用除外なんですよ。だから宣言は守ってますよ。

坂上係員

まったく。どうせ今作ったんでしょ。そんなんじゃとても痩せられそうにないわね。

資料 1

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～八（略）

九 特定道路 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路をいう。

十～二十八（略）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）

（特定道路）

第二条 法第二条第九号の政令で定める道路は、生活関連経路を構成する道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものとする。

資料 2

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）

（道路管理者の基準適合義務等）

第十条 道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する主務省令で定める基準（以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 道路管理者は、その管理する新設特定道路を道路移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3 道路管理者は、その管理する道路（新設特定道路を除く。）を道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 新設特定道路についての道路法第三十三条第一項及び第三十六条第二項の規定の適用については、これらの規定中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第二号に規定する移動等円滑化のために必要なものとして国土交通省令で定める基準」と、同法第三十三条第一項中「同条第一項」とあるのは「前条第一項」とする。

資料 3

移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十七号）

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての同条第一項各号に掲げる工作物、物件又は施設（市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ず一時的に設けられる工事用板囲その他の工事用施設及び災害による復旧工事その他緊急を要する工事に伴い一時的に設けられる工作物、物件又は施設を除く。以下「工作物等」という。）に関する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条第四項の移動等円滑化のために必要な基準は、次の

とおりとする。

- 一 工作物等を歩道又は自転車歩行者道上に設ける場合においては、歩行者又は自転車が通行することができる部分の幅員が移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十六号。以下「道路移動等円滑化基準」という。）第四条の規定により定められた有効幅員（同令附則第三項の規定により有効幅員を縮小した場合にあっては、当該縮小した有効幅員）以上となる場所であること。
- 二 工作物等を道路移動等円滑化基準附則第二項の規定により車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の設けた道路の区間に設ける場合においては、歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行を著しく妨げない場所であること。

資料 4

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 （略）
- 二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。
- 三～二十八 （略）

資料 5

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十六号）

附則

（経過措置）

- 2 第三条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第三条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の設けることができる。
- 3 第三条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第四条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を一・五メートルまで縮小することができる。